

一般社団法人 日本航空宇宙学会

役員の報酬・退職金に関する内規

制定 平成16年 2月 9日

施行 平成16年 2月 9日

改正 平成24年 7月13日

(目的)

第1条 この内規は、定款第20条（役員）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(無報酬)

第2条 この法人の役員（理事及び監事）は、その在任中報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。

(改廃)

第3条 この内規の改廃は理事会が行う。

付 則

- 1 この内規は、平成16年2月9日より施行する。
- 2 この内規の変更は、理事会で承認のあった日（平成24年7月13日）から施行する。